

外国人労働者の就労拡大とは

2018年10月末現在、日本で働く外国人労働者数は約146万人となり年々増加の一途をたどっています。

近年の少子・高齢化による人手不足に対応すべく外国人労働者の受け入れを拡大できるよう、新たな在留資格を設けた出入国管理法の改正が昨年12月に成立し、本年4月から施行されました。特に働き手不足が深刻な14業種(宿泊業・食品製造業・外食産業など)で就業が可能となる「特定技能1号」と「特定技能2号」の新たな在留資格を設けました。

「特定技能1号」については、日常会話程度の日本語能力と業務について一定の知識と経験が求められ、最長5年間の滞在が認められますが配偶者と子の帯同はできません。「特定技能2号」については、より熟練した技能が求められ、在留期間の更新が可能で配偶者と子の帯同も可能です。

外国人労働者を雇い入れる場合、在留カードにより在留資格・在留期間および就労制限の有無などを確認することが重要です。偽造カードなどのトラブルを防ぐためにも在留カードは原本の提示を求め、コピーをとっておくことをおすすめします。原則として就労が認められない在留資格であっても、資格外活動の許可を受けていれば、条件つきで就労活動を行うことができます。

もし、資格のない外国人を就労させた場合には、本人だけでなく会社側も罰則の対象となるケースもあります。ご注意ください。

そして、外国人労働者の雇い入れや離職時には、雇用保険加入の有無に関わらず、氏名・在留資格・在留期間及び国籍などをハローワークへ届け出ることが義務になっています。